

◆東日本大震災の被害を受けて避難されている方

納税地を所轄する税務署の管轄外へ避難されている方の国税に関する相談は、最寄りの税務署で行うことができます。

◆個人市民税・県民税の申告をする必要のある方

平成30年1月1日現在で高浜市に住所があり、平成29年中（1月1日～12月31日）に所得のあった方は、申告をする必要があります。勤務先から給与支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。給与所得者でも給与所得以外に所得（配当・不動産・雑・一時・営業・農業などの所得）のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。雑損・医療費控除を受ける方は、申告をするときに雑損の内訳・医療費の領収書など必要書類をかならず持参してください。申告期間中はたいへん混雑するため、わかるころは記入して来場してください。

また、出張受付期間中は、担当職員が各施設へ出向いて不在になります。市役所税務グループではこの期間、申告の受付はできませんので

承してください。

◆市内申告会場では、確定申告用紙が届いていない場合でも申告できます

平成28年分の申告書等用紙が送付された方のうち、申告書を無料相談所にて書面により提出された方は、平成29年分の確定申告から、申告書等用紙に代えて、申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」（はがきまたは通知書）を送付されます。

◆税理士による無料税務相談所のご案内

とき 2月16日(金)～22日(木) 午前9時30分～午後4時（土日を除く）
※正午～午後1時は休憩時間。
ところ 高浜エコハウス2階講義室
※e-Taxによる申告相談を行っています。利用者識別番号、暗証番号がわかる場合は持参してください。

対象

- ① 給与所得者および年金受給者の方
- ② 前年分の所得金額(青色申告特別控除前または事業専従者控除前)が300万円以下の方
- ③ 消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成27年分)の課税売上

高が3,000万円以下で、かつ②に該当する方。

※申告内容によっては、税務署の確定申告会場をご利用いただくことがあります。

◆次の方は刈谷税務署で申告してください

- ① 営業等・農業・不動産・譲渡所得（土地、建物および株式などを売却された方）などの確定申告書B様式の方
- ② 仮想通貨の売却・使用による所得のある方
- ③ 過年度分申告のある方
- ④ 住宅借入金等特別控除を受けられる方（平成29年中に入居され今回初めて住宅借入金等特別控除の申告をされる方）
- ⑤ 個人事業者の消費税および地方消費税を申告される方
- ⑥ 贈与税を申告される方
- ⑦ 山林所得を申告される方

◆確定申告される外国人の方

確定申告される外国人の方のために、申告方法などをホームページに掲載しています。英語、ポルトガル語、スペイン語が用意してあります。
<http://www.nta.go.jp/nagoya/>

◆寄附金控除

◎ふるさと納税制度について
確定申告不要な給与所得者などの場合、平成27年4月1日から、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した寄附先が5自治体以内であれば確定申告が不要になりました。

また、確定申告に代わる申告特例申請書を寄附した自治体へ提出する必要があります。何もせずに確定申告が不要になるというわけではありません。同一自治体へ複数回寄附した場合は、その都度申請書の提出が必要となります。

状況によっては確定申告の方が簡単な場合もあるので、どちらにするか検討してください。

◎市が条例で指定したNPO法人について
市が条例で個別指定したNPO法人への寄附金は、住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象とはなっていないため、住民税の税額控除を受ける場合は、確定申告とは別に高浜市への申告が必要となります。